

る。
第七條第三項中「引揚援護局」を「援護局」に改める。

第九條第一項中第十一号から第十八号まで及び第二十号を削り、第十九号を第十一号とし、同條第二項を削り、同條の次に次の一條を加える。
(環境衛生局の事務)
第九條の二 環境衛生局において、次の事務をつかさどる。
一 興行場、公衆浴場、理容所、美容所等多数集合する場所の衛生の向上を図ること。
二 旅館業法を施行すること。
三 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律を施行すること。

四 清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)を施行し、並びに建築物衛生の改善及び向上を図ること。
五 ねずみ、こん虫の駆除に関すること。
六 墓地、埋葬、火葬等に関すること。
七 水道及び下水道の終末処理場に関すること。
八 飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること。
九 販売の用に供する食品、添加物、器具又は容器包装の取締りを行なうこと。
十 畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)、へい獣処理場等に関する法律(昭和二十三年法律第百四十号)及び狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)を施行すること。

十一 前各号に掲げるもののほか、環境衛生の向上及び増進に関すること。ただし、他局の主管に属するものを除く。

十二 前各号に掲げる事務に係る価格の統制に関すること。
第十條中第二号の三を第二号の四とし、第二号の二を第二号の三とし、第二号の次に次の一号を加える。

二の二 医療機関の経営に関する調査及び指導に関すること。
第十條第七号の次に次の一号を加える。
十一 国立がんセンターに関すること。

第十四條の三(見出しを含む)中「引揚援護局」を「援護局」に改める。
第十五條中「国立がんセンター」を「病院管理研究所」に改める。

「病院管理研究所」に「社会保険がんセンター」を「社会保険がんセンター」に改める。
第十七條の二第一項中「調査研究」の下に「及び精神衛生技術者の研修」を加える。

第二十一條第五項中「看護婦」の下に「看護士」を加える。
第二十三條(見出しを含む)中「病院管理研究所」を「病院管理研究所」に改める。

第二十三條の二の次の一條を加える。

「国立がんセンター」
第二十三條の三 国立がんセンターは、がんその他の悪性新生物に関する、診断及び治療、調査研究並びに技術者の研修をつかさどる機関とする。
2 国立がんセンターは、東京都に置く。
3 国立がんセンターの内部組織は、厚生省令で定める。
第二十八條の次に次の一條を加える。
(社会保険研修所)
第二十八條二 社会保険研修所は、社会保険(国民年金を含む。)の事務に従事する者の研修をつかさどる機関とする。
2 社会保険研修所は、東京都に置く。
3 社会保険研修所の内部組織は、厚生省令で定める。
第二十九條第一項の表中「引揚同胞対策審議会」を「引揚同胞対策審議会設置法(昭和二十三年法律第二百十二号)に基づき、在外同胞の引揚促進その他引揚同胞対策に関する事項を調査審議すること。」に改める。

(国立がんセンター)
第二十三條の三 国立がんセンターは、がんその他の悪性新生物に関する、診断及び治療、調査研究並びに技術者の研修をつかさどる機関とする。

2 国立がんセンターは、東京都に置く。
3 国立がんセンターの内部組織は、厚生省令で定める。
第二十八條の次に次の一條を加える。
(社会保険研修所)
第二十八條二 社会保険研修所は、社会保険(国民年金を含む。)の事務に従事する者の研修をつかさどる機関とする。

2 社会保険研修所は、東京都に置く。
3 社会保険研修所の内部組織は、厚生省令で定める。
第二十九條第一項の表中「引揚同胞対策審議会」を「引揚同胞対策審議会設置法(昭和二十三年法律第二百十二号)に基づき、在外同胞の引揚促進その他引揚同胞対策に関する事項を調査審議すること。」に改める。

第三十一條中「国立病院特別会計の経理」の下に「(国立がんセンターに係るものを除く。)」を加える。
附則
附則第四項中「昭和三十六年三月三十一日」を昭和三十三年三月三十一日に改める。

1 (施行期日)
この法律中第二条及び附則第四

項の改正規定は公布の日から、国立がんセンターに関する規定及び附則第二項の規定は昭和三十三年一月一日から、その他の規定は昭和三十六年四月一日から施行する。
(国家公務員共済組合法の一部改正)
2 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。
第三條第二項第四号中「及び国立療養所」を「、国立療養所及び国立がんセンター」に改める。

理由
公衆衛生局環境衛生部を廃止して環境衛生局を設置するとともに、新たに附属機関として国立がんセンター及び社会保険研修所を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○安藤(電)政府委員 ただいま議題となりました厚生省設置法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。
この法律案は、公衆衛生局環境衛生部を廃止して環境衛生局を設置するとともに、新たに附属機関として国立がんセンター及び社会保険研修所を設けること等をその主たる内容とするものであります。
まず改正の第一点は、公衆衛生局環境衛生部を廃止し、環境衛生局を設置することであり、御承知の通り国民の生活水準の向上に伴いまして、生

活環境の改善に関する要望は近年とみに高まりつつあるのであります。健康で文化的な国民生活を確保するため、広範な領域にわたる環境衛生行政を積極的に推進いたしますことは、現下の急務であります。このため現行の公衆衛生局環境衛生部が分掌しております環境衛生関係行政の効率的な遂行を確保いたしますとともに、その責任体制の明確化をはかりますため、独立の局として環境衛生局を設置しようとするものであります。

改正の第二点は、附属機関として国立がんセンターを設置することであり、国立がんセンターを設置することにより、がんの予防、診断、治療及び研究の機関に乏しく、がんに関する医療及び研究は今なお不十分な状況にありますので、国の責任において、がんに関する総合的な機関を設置し、その診断及び治療並びに調査研究を強力に推進しようとするものであります。

改正の第三点は、附属機関として社会保険研修所を設置することであり、国民年金を含む社会保険に関する事務は、専門的、技術的分野にわたるものが多いため、制度の整備充実によりその事務が増大して参つたところであり、職員の研究を計画的に行なうとするものであります。

改正の第四点は、医療制度調査会の設置期間を一年間延長することであり、医療制度調査会は、国民皆保険の進展と医療事情の推移にかんがみ、現行の医療制度等について根本的検討を行ないますため、昭和三十四年度から二年間設けられることになった

理由
公衆衛生局環境衛生部を廃止して環境衛生局を設置するとともに、新たに附属機関として国立がんセンター及び社会保険研修所を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○安藤(電)政府委員 ただいま議題となりました厚生省設置法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。
この法律案は、公衆衛生局環境衛生部を廃止して環境衛生局を設置するとともに、新たに附属機関として国立がんセンター及び社会保険研修所を設けること等をその主たる内容とするものであります。
まず改正の第一点は、公衆衛生局環境衛生部を廃止し、環境衛生局を設置することであり、御承知の通り国民の生活水準の向上に伴いまして、生

活環境の改善に関する要望は近年とみに高まりつつあるのであります。健康で文化的な国民生活を確保するため、広範な領域にわたる環境衛生行政を積極的に推進いたしますことは、現下の急務であります。このため現行の公衆衛生局環境衛生部が分掌しております環境衛生関係行政の効率的な遂行を確保いたしますとともに、その責任体制の明確化をはかりますため、独立の局として環境衛生局を設置しようとするものであります。

改正の第二点は、附属機関として国立がんセンターを設置することであり、国立がんセンターを設置することにより、がんの予防、診断、治療及び研究の機関に乏しく、がんに関する医療及び研究は今なお不十分な状況にありますので、国の責任において、がんに関する総合的な機関を設置し、その診断及び治療並びに調査研究を強力に推進しようとするものであります。

改正の第三点は、附属機関として社会保険研修所を設置することであり、国民年金を含む社会保険に関する事務は、専門的、技術的分野にわたるものが多いため、制度の整備充実によりその事務が増大して参つたところであり、職員の研究を計画的に行なうとするものであります。
改正の第四点は、医療制度調査会の設置期間を一年間延長することであり、医療制度調査会は、国民皆保険の進展と医療事情の推移にかんがみ、現行の医療制度等について根本的検討を行ないますため、昭和三十四年度から二年間設けられることになった

ものでありますが、諸般の事情により発足が久れた経緯等もあり、いまだ審議が十分に尽くされたとは申せない状況でありますので、その設置期間を一年間延長しようとするものであります。

なお、これらの改正のほか、引揚援護局の名称を援護局に、病院管理研究所の名称を病院管理研究所に改める等の改正を行なうことといたしております。

以上が法律案の提案理由であります。が、何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○久野委員長 次に、北海道開発法の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。小澤國務大臣。

北海道開発法の一部を改正する法律案

北海道開発法の一部を改正する法律

北海道開発法（昭和二十五年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第六條を次のように改める。
（内部部局）
第六條 北海道開発庁に、総務部及び開発部を置く。

2 総務部においては、人事、庶務、会計及び予算に関する事務、前条第一号に掲げる事務のうち商工業の振興及び地下資源の開発に関するもの並びに同条第二号に掲

げる事務をつかさどる。
3 開発部においては、前条第一号に掲げる事務（総務部の所掌に係るものを除く）及び同条第三号に掲げる事務をつかさどる。

第十二條第一項第二号中「日本住宅公団」を「日本住宅公団、日本道路公団」に、「又は日本電信電話公社」を「日本電信電話公社、国民金融公庫、農林漁業金融公庫又は国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会」に改め、同項第四号中「水防警報」の下に「並びに産業開発青年隊事業」を加える。

附則
この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

理由

北海道開発庁に総務部及び開発部を置くとともに、北海道開発局の所掌事務に産業開発青年隊事業の実施に関する事務等を追加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○小澤國務大臣 ただいま議題となりました北海道開発法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

北海道開発法に基づき、昭和二十五年に北海道開発庁が、設置せられまして以来十年余を経過し、既に北海道総合開発第一次五年計画を完了し、現在第二次五年計画の遂行中であり、この間事務の分量も逐年増加の

傾向にありますのみならず、最近に至り、政府において所得増進計画等の策定を見、これに伴い地域開発の問題は新局面を現出するに至つておりますので、北海道開発庁におきましても、この際機構を整備して、責任体制の確立と事務執行の効率化をはかることが必要となつて参つたのであります。

次に、北海道開発庁の地方支分部局である北海道開発局の所掌事務に關し、産業開発青年隊事業の実施等若干の追加をいたす必要が生じて参つておりますので、これらにつきまして改正を行いたいと存するのであります。

以上がこの法律案を提出する理由であります。次にその要旨について御説明申し上げます。

改正の第一点は、北海道開発庁に総務部及び開発部を設置することとし、北海道開発法第六條にこの規定を設けるのであります。

改正の第二点は、北海道開発局の所掌事務に關し、その受託工事の相手方として公団、公庫等の増加したに伴い、日本道路公団等五団体を追加することとし、従来建設省の地方機関において実施しておりました産業開発青年隊事業を北海道開発局においても実施することとするのであります。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。が、何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○久野委員長 次に、通商産業省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めま

す。砂原通商産業政務次官。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案

通商産業省設置法の一部を改正する法律

通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第三十号の次に次の一号を加える。

三十の二 国際連合児童基金に供与すべき物資及び役務の調達並びに国際連合児童基金の委託に基づき物資及び役務の調達を行なうこと。

第八條第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 通商政策上の関税に関する事務その他の関税に関する事務のうち通商産業省の所掌に係るものを総括すること。

第九條第十一号の二を第十一号の三とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 工業用地、工業用水その他の産業立地に関すること。

第九條第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 国際連合児童基金に供与すべき物資及び役務の調達並びに国際連合児童基金の委託に基づき物資及び役務の調達を行なうこと。

第二十五條第一項の表中「顧問會議」通商産業省に関する重要事項を調査審議すること。」を「産業構造調査會」産業構造に関する基本問題を調査審議すること。」に改め、石

炭鉱区調整協議会の項の次に次のように加える。

炭産地域振興審議會 石炭産出地域の振興に関する重要事項を調査審議すること。

石炭鉱害対策審議會 石炭鉱害対策に関する重要事項を調査審議すること。

附則第四項を次のように改める。

4 第二十五條第一項の表に掲げる附屬機関のうち、鉱業法改正審議會及び石炭鉱害対策審議會は昭和三十三年三月三十一日まで、産業構造調査會及び炭産地域振興審議會は昭和三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

附則
この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。ただし、附則第四項の改正規定中鉱業法改正審議會に係る部分は、公布の日から施行する。

理由
通商産業省に付屬機関として産業構造調査會、炭産地域振興審議會及び石炭鉱害対策審議會を置く等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○砂原政府委員 通商産業省設置法の一部を改正する法律案について、その提案理由を御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由は、第一に通商産業省の付屬機関として新たに審議會を設置するとともに、既存の審議會の一部を廃止する等の措置を講ずることであり、第二に通商局

及び企業局の所掌事務等に関する設置法の規定に關し所要の改正を行なうこととでございます。

まず審議会に關する事項について御説明申し上げますと、その第一は、産業構造調査会の新設でございます。わが国経済の高度の成長を今後も長きにわたって持続し、国民福祉の向上をはかるには、将来の雇用事情や内外の需要動向等に即応した産業構造の改変を進めることが必要とされるのであります。貿易の自由化とともに激化する国際競争の渦中にあつて、このような産業構造の高度化を実現することは、まことに容易ならざることと申さねばなりません。

かかる課題に対処するためには、産業の実態を総合的に把握し、産業の内部及び産業相互間に包蔵する問題点を解明して、今後の産業構造のあり方について検討するとともに、こうした産業構造を実現するための対策を確立することが必要であり、この産業構造調査会において、貿易・為替自由化計画の完了する昭和三十八年度を一応の目途として、学識経験者に慎重な調査審議を行なわれたいと存じた次第でございます。

第二は産炭地域振興審議会の新設でございます。石炭鉱業の構造的な不況は、産炭地域に深刻な疲弊をもたらしておりますので、この地域において鉱工業を多角的に開発して、その振興をはかるとともに、地元の石炭需要を拡大して石炭鉱業の合理化に資することとし、このため新たに産炭地域振興審議会を設け、当面三十八年度末を一応の目途として産業の開発を中心として産炭地域の振興に關する事項を十分審

議せしめ、急速かつ計画的に産炭地域振興対策を推進して参りたいと存じております。

第三は、石炭鉱害対策審議会の新設でございます。今日石炭鉱害は深刻な社会問題となつておりますが、かかる石炭鉱害を復旧するための基本法である臨時石炭鉱害復旧法は昭和三十七年七月までに失効することとなつております。このためとりあえず今国会においてその延長を御審議願うこととしておりますが、すでに同法は施行以来九年に近く、実情にそぐわない点も多々生じておりますので、この際学識経験者からなる審議会を設け、一年間を限り同法を慎重審議することにより、実情に即した抜本的な鉱害対策を樹立いたしたいと存する次第であります。

第四は、鉱業法改正審議会の期限延長でございます。同審議会は昭和三十四年六月に設置されて以来、鉱業法の改正について鋭意審議を続けて参つてきたのであります。御承知の通り同法は歴史も古く、他法令との関連においても種々調整を要する重要な問題がございまして、全面的、根本的な検討を行なう必要があり、このため同審議会の期限を現在の三十六年三月三十一日からさらに一年間延長することによつて、十分な審議を尽くすことといたしたいと存する次第でございます。

第五は顧問会議の廃止でございます。顧問会議の廃止につきましては、従来の運用の経験からしまして会議体として運営いたしますよりは、むしろ各個に顧問として重要施策に参画を願ひ、必要に応じて会議を開催して意見を徴することの方が妥当であると考え、審議会の増加をできるだけ防ぐという国会の

御趣旨にもそつて、今回顧問会議の廃止に踏み切つた次第であります。顧問制度そのものは何等かの形で今後も十分活用して参りたいと存じております。

次に通商局及び企業局の所掌事務に關する設置法の規定の改正でございますが、第一に通商局の所掌事務に關する改正をいたしましては、今後の通商面における関税政策の重要性にかんがみ、通商政策にかかわる関税事務等に關する通商局の所掌事務規定を明確にすることといたしたいと存じます。

第二に企業局の所掌事務に關する改正をいたしましては、産業立地に關する業務が最近年々増加しており、さらに今国会において御審議願つております工場立地の調査等に關する法律の改正が成立いたしますと、一段と業務の内容が多様化することとなりますので、この際企業局の所掌事務に關する規定に産業立地に關する規定を加えることといたしたいと存じます。

また企業局におきましては、昭和二十七年以降、国連児童基金に對し物資、役務を提供する業務を行なつて参つていましてありますが、提供額も年々増加している上に、さらに今年度以降国連児童基金の希望により、同基金による物資、役務の調達委託業務をあわせ行なうこととなりましたので、この際これらの業務に關する設置法の規定を明確にすることといたしたいと存じます。

以上がこの法律案の内容及びその提案理由であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望する次第でございます。

○久野委員長 次に、恩給法等の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。藤枝総務長官。

恩給法等の一部を改正する法律案
恩給法等の一部を改正する法律
(恩給法の一部改正)

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第六十五条第四項中「同項ノ未成年ノ子ト合シテ四人ヲ超エザル員數ヲ限リ」を削る。

別表第二号表中「七七、〇〇〇円」を「七九、〇〇〇円」に、「四三、〇〇〇円」を「五一、〇〇〇円」に、「三二、〇〇〇円」を「三八、〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中「一六〇、〇〇〇円」を「一八三、〇〇〇円」に、「二二八、〇〇〇円」を「二五一、〇〇〇円」に、「一二二、〇〇〇円」を「一三〇、〇〇〇円」に、「九六、〇〇〇円」を「一〇七、〇〇〇円」に、「八〇、〇〇〇円」を「八六、〇〇〇円」に改める。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二十四条に次の一項を加える。

4 旧軍人、旧準軍人又は旧軍属の恩給の基礎を職年を計算する場合においては、第二項の規定

にかかわらず、旧軍人、旧準軍人又は旧軍属としての実在職年に附すべき加算年のうち、次の各号に掲げるものは、恩給の基礎を職年に算入するものとする。

一 法律第三十一号による改正前の恩給法第三十二条の規定により附すべき加算年恩給法の一部を改正する法律(昭和十七年法律第三十四号)による改正前の同条第一項第二号及び第三号の規定により附すべき加算年並びにこれらに相当する加算年を除く。

二 法律第三十一号による改正前の恩給法第三十三条の規定により附すべき加算年

三 法律第三十一号による改正前の恩給法第三十五条の規定により附すべき加算年

四 法律第三十一号による改正前の恩給法第九十一条の規定により附すべき加算年

五 法律第三十一号による改正前の恩給法第九十二条の規定により附すべき加算年

附則第二十四条の四の次に次の一条を加える。

(除算された加算年の算入に伴う措置)

第二十四条の五 附則第二十四条第二項の規定により加算年が恩給の基礎を職年に算入されなかつたためその在職年が普通恩給について最短恩給年限に達しないものとされて旧軍人、旧準軍人若しくは旧軍属で同条第四項の規定の適用によりその在職年が当該最短

恩給年限に達することとなるもの又はその遺族は、昭和三十六年十月一日から普通恩給を受ける権利又は扶助料を受ける権利若しくは資格を取得するものとする。

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3 第一項の規定により普通恩給を受ける権利を取得した者の当該普通恩給の給与は昭和三十一年十月から、同項の規定により扶助料を受ける権利を取得した者の当該扶助料の給与は昭和三十六年十月から始めるものとする。ただし、旧軍人、旧進軍人又は旧軍属を退職した時（退職したものとみなされた時を含む）に当該普通恩給を受ける権利を取得したものとしたならば、恩給法以外の法令によりその権利が消滅すべきであつた者又はその遺族については、当該普通恩給又はこれに基づく扶助料の給与は、行なわれないものとする。

4 前条第三項の規定は、第三項の規定により給すべき普通恩給又は扶助料の年額について準用する。附則第二十五条第四項中「前条」を「附則第二十四条の四」に改める。

附則第二十六条中「第二十四条の四」の下に「第二十四条の五」を加える。

附則第四十条の次に次の二条を加える。

（旧日本医療職員期間のある者についての特例）
第四十一条 旧国民医療法（昭和十七年法律第七十号）に規定する日本医療団（以下「医療団」という）

の職員（公務員に相当する職員として政令で定めるものに限る。以下「医療団職員」という）であつた者で医療団の業務の政府への引継ぎに伴い公務員となつたものに係る普通恩給の基礎となるべき公務員としての在職年の計算については、医療団職員となる前の公務員としての在職年が普通恩給に就いての最短恩給年限に達している者の場合を除き、医療団職員となつた月（公務員を退職した月に医療団職員となつた場合においては、その翌月）から公務員となつた月の前月までの年月数を加えたものによる。ただし、その年月数を公務員としての在職年に加えたものが普通恩給に就いての最短恩給年限をこえることとなる場合においては、当該最短恩給年限をこえる年月数については、この限りでない。

2 公務員としての在職年が普通恩給に就いての最短恩給年限に達していない公務員で前項の規定の適用によりその在職年が当該最短恩給年限に達することとなるものうち昭和三十六年九月三十日以前に退職し、若しくは死亡した者又はその遺族は、同年十月一日から普通恩給を受ける権利又は扶助料を受ける権利若しくは資格を取得するものとする。

3 附則第二十四条の四第二項の規定は、前項の場合に準用する。

4 前二項の規定により普通恩給又は扶助料を受ける権利を取得した者の普通恩給又は扶助料の給与は、昭和三十六年十月から始める

ものとする。ただし、公務員を退職した時（退職したものとみなされた時を含む）に当該普通恩給を受ける権利を取得したものとしたならば、恩給法以外の法令によりその権利が消滅すべきであつた者又はその遺族については、当該普通恩給又はこれに基づく扶助料の給与は、行なわれないものとする。

5 附則第二十四条の四第三項の規定は、公務員としての在職年（医療団職員となる前の公務員としての在職年を除く）に基づき一時恩給又は一時扶助料を受けた者がある場合における前四項の規定により給すべき普通恩給又は扶助料の年額について準用する。

（外国政府職員期間のある者についての特例）
第四十二条 外国政府の官吏又は待遇官吏（以下「外国政府職員」という）として在職したことのある公務員で次の各号の一に該当するものの普通恩給の基礎となるべき公務員としての在職年の計算については、法律第三十一号による改正前の恩給法第八十二条ノ二の規定の適用がある場合（これに準ずる場合を含む）を除き、それぞれ当該各号に掲げる外国政府職員としての在職年月数を加えたものによる。ただし、外国政府職員となる前の公務員としての在職年が普通恩給に就いての最短恩給年限に達している者の場合は、この限りでない。

一 外国政府職員となるため公務員を退職し、外国政府職員として引き続き昭和二十年八月八日

まで在職し、再び公務員となつた者 当該外国政府職員としての在職年月数

二 外国政府職員となるため公務員を退職し、外国政府職員として引き続き昭和二十年八月八日まで在職した者（前号に該当する者を除く） 当該外国政府職員としての在職年月数

三 外国政府職員として昭和二十年八月八日まで在職し、公務員となつた者（前二号に該当する者を除く） 当該外国政府職員としての在職年月数（その年月数を公務員としての在職年に加えたものが普通恩給に就いての最短恩給年限をこえることとなる場合におけるそのこえる年月数を除く）

2 前項の規定により加えられる外国政府職員としての在職年月数の計算については、これを恩給法第二十条に規定する文官としての在職年月数とみなして、同法第三十条の規定を適用する。

3 第一項第二号に掲げる者に係る恩給の年額の計算の基礎となる俸給年額の計算については、公務員を退職した当時の俸給年額が政令で定める額以上の者の場合を除き、公務員を退職した当時において、その当時受けていた俸給の年額とその額の千分の四十五に相当する額に外国政府職員としての在職年数（年未満の端数は、切り捨てる。）を乗じた額との合計額に相当する年額の俸給を受けていたものとみなす。ただし、その合計額に相当する年額が政令で定める額

をこえることとなる場合においては、その額を俸給の年額とみなす。

4 前条第二項及び第四項の規定は、第一項及び第二項の規定の適用により給すべき普通恩給又は扶助料について準用する。

5 附則第二十四条の四第二項の規定は、前項において準用する前条第二項の場合に準用し、附則第二十四条の四第三項の規定は、公務員としての在職年（外国政府職員となる前の公務員としての在職年を除く）に基づき一時恩給又は一時扶助料を受けた者がある場合における前四項の規定の適用により給すべき普通恩給又は扶助料の年額について準用する。

附則別表第四中「二、〇〇〇円」を「二四、〇〇〇円」に改める。

附則別表第五中「二、〇〇〇円」を「二六、〇〇〇円」に、「一九、〇〇〇円」を「二二、〇〇〇円」に、「一七、〇〇〇円」を「一九、〇〇〇円」に、「一四、〇〇〇円」を「一五、〇〇〇円」に、「十分の八」を「十分の八・五」に改める。

（昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律の一部改正）
第三条 昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律（昭和三十一年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。
第二条「前条」の下に「（第四条の規定の適用がある場合を含む

わ。」を加える。
第三条の次に次の一条を加える。

(長期在職者についての特例)

第四条 普通恩給又は扶助料で、その基礎在職年数に算入されている実在職年の年数が次の各号に掲げる年数以上であるものの年額の計算については、別表第一の仮定俸給年額の上欄に掲げる年額のうち別表第三の上欄に掲げるものは、同表の下欄に掲げるものに読み替え、別表第一中「七二、〇〇〇円未満六八、四〇〇円以上の場合においては、七九、八〇〇円を、恩給年額計算の基礎となつての俸給年額が六八、四〇〇円未満の場合においては、その俸給年額の千分の千六百六十六に相当する金額(一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる)を、それぞれ仮定俸給年額とする。」を「七二、〇〇〇円未満の場合においては、その年額の千分の千二百三十三に相当する金額(一円未満の端数は、切り捨てる)を、仮定俸給額とする。ただし、その仮定俸給年額が七九、八〇〇円未満となる場合においては、恩給年額計算の基礎となつた俸給と他の恩給法上の公務員又は都道府県(これに準ずるものを含む)の退職年金に関する条例上の職員の俸給又は給料とが併給されていた場合において、当該恩給年額計算の基礎となつた俸給の額が、これらの併給された俸給又は給料の合算額の二分の一以下であつたときを除き、七九、八〇〇円を仮定俸給年額とする。」と読

み替えるものとする。

一 恩給法に規定する警察監獄職員以外の公務員に係るものにあつては、十七年(その公務員が昭和八年九月三十日以前に退職し、又は死亡したものである場合にあつては、十五年)

二 恩給法に規定する警察監獄職員たる公務員に係るものにあつては、十二年(その公務員が昭和八年九月三十日以前に退職し、又は死亡したものである場合にあつては、十年)
別表に次のように加える。
別表第三

上 欄 下 欄

七九、八〇〇	八八、八〇〇
八二、八〇〇	九一、八〇〇
八八、八〇〇	九七、八〇〇
九四、八〇〇	一〇三、八〇〇
一〇〇、八〇〇	一一一、〇〇〇
一一一、〇〇〇	一二三、〇〇〇
一二三、〇〇〇	一三三、二〇〇
一三三、二〇〇	一四四、〇〇〇
一四四、〇〇〇	一五四、八〇〇
一五四、八〇〇	一六八、〇〇〇
一六八、〇〇〇	一八二、四〇〇
一八二、四〇〇	一九六、八〇〇
一九六、八〇〇	二二三、六〇〇
二二三、六〇〇	二二二、〇〇〇
二二二、〇〇〇	二三〇、四〇〇
二三〇、四〇〇	二四〇、〇〇〇
二四〇、〇〇〇	二四九、六〇〇
二四九、六〇〇	二五九、二〇〇

十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第三条に規定する在職期間」を「第三十四条第二項ただし書に規定する在職期間」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十六年十月一日から施行する。ただし、第一条中恩給法第六十五条第四項の改正規定は、昭和三十七年一月一日から施行する。
(公務員傷病恩給に関する経過措置)

第二条 この法律(前条ただし書に係る部分を除く。以下同じ)の施行の際現に第四項から第六項までの増加恩給を受けている者については、昭和三十六年十月分以降、その年額(恩給法第六十五条第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く)を改正後の恩給法別表第二号表の年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しない者については、この改定を行なわない。

2 この法律の施行前に給与事由の生じた第四項から第六項までの増加恩給の昭和三十六年九月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

3 昭和三十六年十二月三十一日において現に増加恩給(第七項の増加恩給を除く)を受けている者のうち、恩給法第六十五条第三項に規定する未成年の子が同条第二項に規定する未成年の子と合して四人をこえている者については、

昭和三十七年一月分以降、改正前の同法同条第二項から第五項までの規定による加給の年額を改正後の同法同条第二項から第五項までの規定による年額に改定する。

4 昭和三十六年十二月三十一日以前に給与事由の生じた増加恩給(第七項の増加恩給を除く)の同年同月分までの加給の年額の計算については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行前に給与事由の生じた傷病恩給の金額の計算については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行の際現に第七項の増加恩給を受けている者については、昭和三十六年十月分以降、その年額(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)以下「法律第五十五号」という)附則第二十二條第三項ただし書において準用する恩給法第六十五条第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く)を改正後の法律第五十五号附則別表第四の年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しない者については、この改定を行なわない。

2 この法律の施行前に給与事由の生じた第七項の増加恩給の昭和三十六年九月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

3 附則第二条第三項の規定は昭和三十六年十二月三十一日において現に第七項の増加恩給を受けている者の加給の年額の改定につい

て、同条第四項の規定は同日以前に給与事由の生じた第七項の増加恩給の加給の年額の計算について準用する。

第五条 この法律の施行の際現に傷病年金を受けている者については、昭和三十六年十月分以降、その年額を改正後の法律第五十五号附則別表第五の年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額(法律第五十五号による改正前の恩給法第六十五条ノ二第三項の規定による加給年額を含む)に達しない者については、この改定を行なわない。

2 この法律の施行前に給与事由の生じた傷病年金の昭和三十六年九月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

(昭和二十三年六月三十日以前に退職し、又は死亡した者に係る恩給についての経過措置)
第六条 この法律の施行の際現に改正前の昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律(以下「法律第四十九号」という)の規定を適用された普通恩給又は扶助料を受けている者については、昭和三十六年十月分以降、その年額を改正後の法律第四十九号及び恩給法等の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第二百四号)附則の規定を適用した場合の年額に改定する。

2 改正前の法律第四十九号の規定を適用された者又は改正後の法律第四十九号の規定を適用されるべき者の普通恩給又は扶助料の

昭和三十六年九月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

(昭和二十三年六月三十日以前から在職していた者についての恩給法等の特例)

第七條 昭和二十三年六月三十日以前から引き続き在職し、同年七月一日から同年十一月三十日までの間に退職し、又は死亡した恩給法上の公務員又は公務員に準ずる者で、同年六月三十日に退職したものとすれば、改正後の法律第四百十九号第一条に規定する公務員又は準公務員に該当することとなるべきであつたものについては、同日にこれらの者を退職し、当日恩給法上の他の公務員又は公務員に準ずる者に就職したものとみなし、同法第五十二条第一項の規定を適用するものとする。

2 前項の規定に該当する者又はその遺族がこの法律の施行の際現に普通恩給又は扶助料を受けている場合において、同項の規定により昭和二十三年六月三十日に退職したものとみなし、改正後の法律第四百十九号その他公務員の給与水準の改訂に伴う恩給の額の改訂に關して定めた法令の規定を適用した場合に受けられるべき普通恩給又は扶助料の年額が現に受けている年額をこえることとなるときは、昭和三十六年十月以降、現に受けている普通恩給又は扶助料をこれらの規定を適用した場合の普通恩給又は扶助料に改定する。

(職権改定)

第八條 附則第二条第一項、附則第

第一類第一号 内閣委員會議録第十号 昭和三十六年三月九日

四條第一項、附則第五條第一項又は附則第六條第一項の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行なう。

(改正後の旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に關する法律の規定に基づく扶助料又は遺族年金の給与)

第九條 改正後の旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に關する法律の規定に基づき給されることとなる扶助料又は遺族年金の給与は、昭和三十六年十月から始めるものとする。

理由

旧軍人軍属の加算年の取扱及び公務員等が恩給を受ける恩給額についてその適正化を図り、昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給の年額について所要の是正を行ない、外国政府職員及び日本医療団職員等の在職年を通算し、旧軍人軍属等について特別扶助料の給与条件を緩和する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○藤枝政府委員 ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明いたします。

恩給に關する問題点につきましまして、昭和三十三年法律第二百四十四号に於て、同年度から昭和三十六年度にまたがる四カ年の期間計画による恩給是正措置が講ぜられ、問題の大筋が解決せられましたことは、すでに御

承知の通りであります。しかしながら當時右法律審議の際、衆議院内閣委員長からなされた問題として善処方を要望された事項もあり、政府においてもその後検討を重ねて参りました結果、かねての懸案でありました旧軍人に対する加算の取り扱いその他制度的に補正修正を要するものについて、所要の措置を講じ、恩給給与の公平を期することが適当と認められましたので、今回これに必要な法律の改正を行なうとするものであります。

その第一点は、旧軍人等に対する加算の問題であります。旧軍人等としての在職年につけられる加算年は、昭和二十一年勅令第六十八号施行前に權利の裁定を受けた者、すなわちいわゆる既裁定者についてはこれを認め、普通恩給、扶助料を給与しているにもかかわらず、いわゆる未裁定者についてはこれを認めないこととしていたために、恩給上の処遇に開きがあることは御承知の通りであります。そこでこれら実在職年だけでは普通恩給年限に達しない旧軍人等のうち、戦地、擾乱地、その他外国外地に認められていたいわゆる地域加算を認めれば、この年限に達することとなる人々及びその遺族に対し、普通恩給、扶助料を支給する道を開こうとするものであります。

第二点といたしましては、恩給法上の公務員で外国政府職員または日本医療団職員等の在職期間を持つものにつきましまして、これらの期間を通算して恩給を給与しようとするものであります。外国政府職員期間の通算につきましまして、すでに昭和十八年恩給法の一部改正によりまして、日本国政府から外国政府に派遣され、再び日本国政府に復

歸したものにつき通算の道が開かれておりましたが、終戦後の特殊事情により復歸し得なかつたものがあり、それがため通算の利益を受けることのできない人々がありますので、これに當時の制度を拡大して適用しようとするものであります。また終戦による外国政府の解体及び日本医療団の業務の政府に移管に伴い恩給法上の公務員となつた者につきましまして、退職後の処遇上必要最小限度において、この外国政府職員または日本医療団職員等の在職期間を通算することとしようとするものであります。

第三点は、いわゆる旧軍人遺族に対する特別扶助料に關する措置であります。して、この特別扶助料は、いわゆる宮内居住の兵、下士官等が、大東亜戦争下において職務に關連して死亡した場合に支給せられるものであります。が、今回陸海軍学生生徒等の準軍人についても同様の事情にある場合には、この特別扶助料を給与することとしようとするものであります。

第四点は、傷病恩給に關する是正の措置であります。その一つは、傷病恩給における間差、すなわち各項款症の年金額の比率が、現在第四項款以下に項款症において比較的中だるものなっております事実を考慮し、その是正をはかることとするものであり、またその二は、増加恩給を受ける者の退職後の子女の加給につきましまして四人を限るといふ現行の制限は、これを撤廃いたそうとするものであります。

第五点は、昭和二十三年六月三十日以前に退職した文官の恩給についての措置であります。これら旧文官の恩給につきましましては、過去兩三度にわ

たって格づけの是正が行なわれたのでありますが、なお、一部旧高等官を含み旧判任文官の層において若干の是正をすることが適当と認められましたので、所要の調整をいたそうとするものであります。

なお、以上述べました措置に基づく恩給給与につきましましては、加算により旧軍人の普通恩給を受ける者については昭和三十三年十月から、増加恩給に關する退職後の子女加給については同年一月からいたしましたほか、すべて昭和三十六年十月からその給与を始めたまたは年額を改訂することとしたしております。

以上がこの法案の提案の理由でございます。何とぞ慎重御審議の上、御賛成下さるようお願いいたします。

○久野委員長 各案についての質疑は、次会に譲ることいたします。

○久野委員長 次に、科学技術會議設置法の一部を改正する法律案、総理府設置法の一部を改正する法律案、北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案及び原子力委員會設置法の一部を改正する法律案の四案を一括議題とし、質疑を許します。

質疑の申し出がありますのでこれを許します。山内広君。

○山内委員 私はただいま議題となりました北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案について若干お尋ねいたしたいと思ひます。

この法律案は、副総裁一人を置きたいというだけでありまして、法案そのものは非常に単純なものであり、別問題もないわけでありまして、しかしな

がらこの公庫が誕生いたしましたからすでに五年を経過し、その事業も提案理由の説明の中で自画自賛しておられます通り、非常に飛躍的な拡大をはかっております。そういうことで、この衝に当たられる職員の御努力に敬意を表しながら、この際一応公庫のあり方について若干再検討を加えてみる段階に到達した、そういう考えから二、三現状についてお尋ねしておきたいと思うわけでございます。

申し上げるまでもなくこの公庫は、資本金が一千万で従業員三百名以上を有するという、いわば大企業が融資の対象になってお尋ねしておきたいのは、この公庫の融資の対象となる大きな企業は幾つあるのか、まず数を聞きたいと思ひます。もしお手元に材料があるとするならば、この公庫で発表しておられます業務別—これは幾らもありません。十か十五、六もありましょうか、業務別でおわかりになればなおかつこうであります。なければ大まかな数字でけっこうですが、お聞きしたいと思ひます。

○木村(三)政府委員 融資対象の資本金別、階層別のは今手元に持つておりませんので、総件数について、東北、北海道に分けて申し上げたいと思ひます。件数で申し上げますと、これは三十六年の一月三十一日現在でございますが、北海道支店で扱いましたのが三百七件であります。

○山内委員 それは私も資料を持ってあります。そうでなく、対象になる事業が幾つあるか……。

○木村(三)政府委員 わかりました。

業種を分けますという風に分かれませんが、北海道で申し上げますと、石灰石利用工業、これが十八でございます。それからガス利用工業三でございます。石炭利用工業二十五、木材利用工業五十一、てん菜糖工場十四、水産農産物加工及び貯蔵業五十八、鉄鋼業八、非鉄、合金鉄の採掘と精錬所十一、船舶三十一、港湾施設二十五、内陸運輸及び倉庫業二十五、造船、車両機械工業十六、石油精製業三、製塩、ソーダその他の化学工業十、その他が九で三百七でございます。以上が北海道関係でございます。東北の場合は、今の順序で申し上げますと、それぞれ八、三十六、十三、二十五、十三、十二、零、二十二、十八、四十二、七、二、十六、十七、零、十八、二十七、計二百五十一でございますが、口頭ではちょっと不明な点もあると思ひますので、この点資料にして差し上げたいと存じます。

○山内委員 私お尋ねしたかったのは、今の資料も大事な資料ではありますけれども、対象となっている事業場のうち何%が融資を受けておられるのか。今御説明のあったのはたしか融資の対象となったものを事業別にお話しになったと思うのですが、私はそうでなく、現在その対象となる一千万以上の資本金で従業員三百という非常に大きな事業場でございます。私は今のお話から三百七、東北二百五十一という数字が出されて、これは多過ぎはせぬかという考え方を持って今お尋ねしたわけなんです。一体それだけの大きな事業場が現実に残るのか。そうしますと、これが北海道の場合は六百十四あればちょうど五〇%融資を受けておるということになりますから、その事業場の数をお尋ねしておるのです。

○木村(三)政府委員 一千万円以上の法人で公庫の融資対象となります企業数を申し上げますと、これは概数でございますが、北海道五百四十五、東北六百六十六、計千二百一十一というものが概括的な調査の結果として出ております。

○山内委員 今数字をいただきまして直感するわけでありますけれども、先ほどちょっと申し上げました通りこの数字は少し大きいように私は思う。これはどういふことでお出しになったかわかりませんが、私もよく税金の滞納とかなんとかの資料を見ますと、大体大企業、中小企業の区別は一千万円以上の資本金三百名以上の従業員、そういうことで分けておりますし、公庫法の施行令か何かでも確かにそのことはうたててあったと思ひます。そこで今の御説明は対象となる事業所というだけであって、ちょっと法律から見ても、いわゆる公庫ですら相当の制限を受けるわけであります。あまり無制限に拡張解釈されてもなんだからお尋ねしておくわけであります。対象になるものということは、この一千万円、三百名以上の従業員のほかに、もっと対象になるものがあつて、この中に含まれているかどうか、そのことをちょっとお聞きしたい。

○木村(三)政府委員 御指摘の通り公庫法第十九条でもって、業務の対象とする業種というものが制限されております。これは法律で五つの範疇に分けておることは御承知の通りであります。そういう御承知以外の手を上げないということになっておりますので、公庫がいろいろアンケートする場合も、大体その範囲内のもを調べてこういう資料ができることになっておりますので、詳細につきましては、まだこのほかにもあることはたくさんありますが、洗ひざらい調査した資料というものが手元にございませぬことをお断わりしておきます。

○山内委員 当面の公庫の方でありませんから、おわかりにならないことは無理もないことは無理もないと思ひますが、この問題について一つお伺いして次に移りたいと思ひます。それはこの公庫はもともと北海道、東北地方の産業の振興、開発のためにやるわけでありまして、会社が北海道、東北に所在するだけが対象になるのか、あるいは内地に本社を持ちながら事業場だけを北海道、東北に持てばそれも対象になるか、それだけの法解釈を一つ承ておきたい。

○木村(三)政府委員 北海道、東北で事業を営む事業場関係の設備資金を供給するということがありまして、本社関係がほかの地域でもかまわないという解釈であります。

○山内委員 そこらが私の考え方よりも数がふえておる理由ではないかと思ひます。これは非常に問題があるわけでありまして、本社が東京にある、単に事業場を北海道に持っている、東北に持っている、東北に持てばいい、それも融資の対象にして金をどんどん貸すということは、公庫としてこれは私どもの立場から一つ判断をする必要があると思ひますので、その点はまた資料をいただいでからいろいろ意見も申してみたいと思ひます。

それから実はついでですが、地方自治体は融資の対象になるのか、その点もお伺いしておきたい。

○木村(三)政府委員 なりません。

○山内委員 わかりました。それでは問題を次に移しまして、政府が公庫に融資金を貸す場合の利子は幾らで、公庫がさらにこういう各事業場に貸す場合の利子は幾らで貸しておられるのか、それをちょっとお伺いしておきます。

○木村(三)政府委員 資金運用部からの借り入れは年六分五厘でございます。それから貸付金利と申しますか、公庫から貸す場合の金利は年八分七厘でございます。

○山内委員 政府が六分五厘で公庫に貸し付けて、さらにそれを八分七厘で回して、その間が利益ということになるわけでありまして。そこで公庫の現在の成績の模様であります。最近非常に成績を上げられて、八百億からの運転資金になっておられることは、提案理由の説明の中でそう申されておるわけでありまして。そして現在は黒字になっておりますが、政府が六分五厘で貸し付けて公庫から現在まで受け取っておる利子と、それからもうすでに公庫は納付金を最近払っておるわけでありまして。だいたい相当の金額になっておりますが、これが幾らになったか、それをちょっと御説明いただきたい。

○木村(三)政府委員 納付金を納めるようになりましたのは、三十四年度からでございます。それまでに運用利益その他がありましたら、滞り貸し準備金の方に内部留保いたしますので、一定の基準によりましてはじきますが、三十三年度まではなくて、三十四年度から納付金を納めるようになりました。三十四年度と三十五年度と合わせまし

て約四億の国庫納付をすでにいたし、またいたそうとしている状況でございます。

○山内委員 利子は幾ら払っておるのですか。

○木村(三)政府委員 利子というのはどの利子でございますか。

○山内委員 政府から六分五厘で借り入れておられますものですか。

○木村(三)政府委員 創立以来でございますか。

○山内委員 今までのトータルで。

○木村(三)政府委員 それはちよつとはじかないと、五つの事業で取りまとめているものですから、積算させていただきますと……。

○山内委員 わかりました。大体お聞きした点で、公庫の現在の姿が私なりに理解されたわけであります。そこで、これは多少私の私見になりますけれども、これから公庫をどういうふうに運営していくかという点について、開発庁の考え方をちよつと伺っておきたいと思ひます。今お話のありました通り、わずか五年足らずですでに利子を支払ったばかりか、政府に対して約四億の納付金までできるようなった。これは非常な努力であり、公庫の立場からすれば非常な成果だと思ひます。苦勞もされたことと思ひます。先ほどのお話では貸付の利子を八分七厘、前はたしか九分であったものを若干、三厘でも引き下げたということは、やはり成績に対する一つの結果であり、これは望ましいことだと思ひます。わけでありませう。しかし六分五厘で政府から借りて、さらにそれを八分七厘で貸し付ける。この差というものは大きいと思ひます。約四億の政府に納付金を

するよりも、こういうものはぐんぐん安い金を使わせるという態度が基本的でなければならぬ。納付金というものは一体どこまでやるのか。貸し倒れ準備金ですか、名前は別かも知れませんが、先ほどお話もありましたけれども、そういうものももちろん必要なこととありますから、一体この政府納付金というものをどこまでやるお考えなのか。それから今の低金利政策をどこまでおとりになるおつもりか、その辺をはつきりお聞かせいただきたいと思います。

○木村(三)政府委員 事務的な面からお答えいたしますと、あとの方の問題を初めにお答えする順序になりますけれども、準備金の関係でございますが、現在のところは期末残高の千分の十五というものを置いていくわけでありませう。その関係でやっていきますと、だんだんふえていくでしょう。そこでほかの公庫の場合などを考えまして、たとえばある限度までいって、もうそこで引き当てる方はやめるといふようなことも研究すべきではなからうか、それは関係官庁との間で検討いたしております。

それから納付金の制度につきまして、実は政府出資関係で二十五億の資本金が出ているわけなのでございませう。この公庫だけではなくて、ほかの関係の政府機関におきましてもそれぞれ政府の出資がございまして、それに対する適正な配当と申しますか、フェア・リターンと申しますか、たとえば五分とか一割とかというところ、は、やはり一つのめどをきめなければならぬまい。もうかれれば全部納付してしまふという行き方はどうだろうかとい

うことも、やはり研究問題になっておりました。つまり政府出資に対するフェア・リターンというものをどの程度に置くべきかというところは、今後の問題として考えまして、その問題の限度というものをやはりだんだん打ち立てていく必要があるのではなからうかと、事務的には考えております。

次に問題になりますのは、そういうふうな引当金なりあるいは国庫納付というもののついでのある程度の考え方をもとめて参りますと、せつかくの回収金あるいは利子というものを再び還元して、安い金利で奉仕できるように持っていくのが、開発公庫としての使命にかなうゆえんではなからうか、そういうこともあわせて考えておりました。関係方面といういろいろと協議中でございませう。

○山内委員 今事務的なお話ということで回答があったわけですが、もっと政治的な御意見も実は承りたいわけでありませう。と申しますのは、いわば政府は金貸しをやっておる。六分五厘という金を回しておる。それを焦げつきもなく利子を全部返済しまして、私もここへ資料をいただいたわけでありませうが、まだよく見ておりませんが、これはおそろしく膨大な利子になるわけでありませう。そのほかにもまた金があるというところ、これを国庫へ納めませうというところで、金貸しの利子の上に、また謝礼金を出しておる。いわば公庫は金貸しの番頭さんでありますけれども、そこまでする必要はないので、番頭の任務を果たす必要はないので、これはやはり利用した人たちのお金で還元する、今度は利子を安くしてや

る、これも一つ。それからもう一つはこれは私見になってあるいはどうかとは思ひますけれども、たとえば公庫の対象は、さつき申しました通り一千万以上の三百人以上を使用するという、北海道でも実にわずかの、一握りのほんとうの大きな事業所でありませう。対象は五百何ぼと出ておりますけれども、まだまだこれははずっと下がっております。そういう人たちのために、公庫という大きな組織を置いて、そして金を運用させて、もうけさせておる。ところが逆にその公庫の対象にならない小さい企業は一体どうなっておるのか。中小企業金融公庫とか国民金融公庫とか、そういうものの融資を受けておりますけれども、これがまことに狭き門なわけでありませう。そこでここには長官もおいでになります。一つ政策的に御判断いただいて、これを間接的な投資と申しますか、収益が上がったから政府に納付金をするよりも、全額でなくとも、納付金の半分くらいなり三分の二は、そういう中小企業金融公庫とか国民金融公庫に話し合ひで貸し付けて、それを対象とならない小さいものに間接的な投資をしてやる、こういうことも私は公庫として一つの使命を果たすゆえんだと思ひます。こういう考えがあるのかないのか。また労働金庫のような労働者を対象にしたようなものも、融資の資金がなくて困っております。そういうときに金貸しのさらに調礼をするよりも、そういうところに還元して、地元民を均等にさせる。この考えに対してはどうお考えになるか。政治的な御判断を承りたいと思ひます。

○小澤国務大臣 政府で金融事業をやっておりますのは、まず中小企業向

け、そういうふうなものこそいう別な機関があるもので、その方でやっていきますが、先ほどお示しの利息をだんだん安くするという方面におきましては、今回三厘だけ下げたのですけれども、なお下げられれば下げていくという考えでおります。そしてその利益を還元するという考えでおります。

○山内委員 長官は私の申し上げていることを十分に御理解いただいていないと思ひます。もちろん中小企業金融公庫とか国民金融公庫のあることは私も申し上げた通りであります。そしてそういう機関と競合してはいけないというのも、法の建前であります。ですから現在の公庫においてそういう間接的な投資のできないことは私も承知しております。ただ正規に定められた利子を払った以上に利益があったらと云うて――株式なら株主に配当できますが、これはできないのですから、当然跡始末は政府に納金されるわけです。政府だつても金貸しが目的でありませうから、きまつた六分五厘の利子が入ればいいわけでありませう。それ以上のものは私は別に期待してはいないと思ひます。そこで、法律はそういうことはいかぬといふことで禁止しておりますけれども、直せばこの国会で直せるのですから、公庫に対してそういう利益があったら利益の半分は間接投資をしてやれ、中小企業金融公庫なり国民金融公庫なり労働金庫に貸し付けるだけの権限を公庫の総裁に与えればいいわけですか。そういうふうにしていけば、三百人以上、一千万円以上の大きな企業だけが潤うのじゃなくて、そこでもうかつたものが下部に浸透していくではな

け、そういうふうなものこそいう別な機関があるもので、その方でやっていきますが、先ほどお示しの利息をだんだん安くするという方面におきましては、今回三厘だけ下げたのですけれども、なお下げられれば下げていくという考えでおります。そしてその利益を還元するという考えでおります。

○山内委員 長官は私の申し上げていることを十分に御理解いただいていないと思ひます。もちろん中小企業金融公庫とか国民金融公庫のあることは私も申し上げた通りであります。そしてそういう機関と競合してはいけないというのも、法の建前であります。ですから現在の公庫においてそういう間接的な投資のできないことは私も承知しております。ただ正規に定められた利子を払った以上に利益があったらと云うて――株式なら株主に配当できますが、これはできないのですから、当然跡始末は政府に納金されるわけです。政府だつても金貸しが目的でありませうから、きまつた六分五厘の利子が入ればいいわけでありませう。それ以上のものは私は別に期待してはいないと思ひます。そこで、法律はそういうことはいかぬといふことで禁止しておりますけれども、直せばこの国会で直せるのですから、公庫に対してそういう利益があったら利益の半分は間接投資をしてやれ、中小企業金融公庫なり国民金融公庫なり労働金庫に貸し付けるだけの権限を公庫の総裁に与えればいいわけですか。そういうふうにしていけば、三百人以上、一千万円以上の大きな企業だけが潤うのじゃなくて、そこでもうかつたものが下部に浸透していくではな

いか、こういうことは公庫の性格とて当然とるべき態度である。利子を下げるといふことも、確かに長官の言われる通り悪いことではない。しかしそれは大企業だけが潤うということで、中小企業の今までの融資の対象にならないものに対する救いの手といえますか、あまたかい手を、こういう余剰が出た場合に政府はしぼり上げないで、そういうものを地元の住民に還元する御意見があるかどうかということをお尋ねしております。

○小澤國務大臣 それは、この建前が大体にこの北海道開発の方はしぼって出ておりますので、法律を改正すればできないことはないであります。しかしながらその法律の改正問題は二重になるおそれもありますし、諸般の事情から、もう少し研究してみたいと思っております。

○山内委員 諸般の事情から研究されるというのでありますから、大いに御研究いただきたいと思うわけであります。これはそういう考え方に立てば法改正はそうめんどうでもないし、私はそういくべきだと思う。あるいは一千万以上の資本金というものをぐっと下げて、五百万以上を対象にすることもできます。従業員三百人以上というものを百人以上というように融資のワケを拡大することもできます。そういうことであまり大きな企業だけを救うという任務を負うておることになりますと、公庫の今のどんどん増大していく事業成績は一応終止符を打たなければいかぬじゃないか。もうこれ以上拡大していく必要がない、私どもはそういうふうに判断をせざるを得なくなる。そういうことで公庫のあり

方を再検討していただきたい、こういうわけですから、一つ大いに研究してもらいたいと思ひます。

○緒方委員 関連して。今の質問の中から、今の規定ではその運用の中でも一千万以上の資本金、三百人以上の従業員を持つものを対象にする条件がついておる。これはやはり金融した場合の返済能力というものを重要視して、そういう基準を作っているのだらうと思ひますが、その基準を出している目的は一体何か、御説明願ひたい。

○木村(三)政府委員 法制上の問題でございまして、私からお答えいたします。政府関係の金融機関が幾つかありまして、それぞれ分野をきめていくという趣旨から申しまして、資本金一千万円以下のもの、それから従業員三百人以下のものは、中小企業金融公庫の方で同じようなことを取り扱う。従って開発公庫の方ではそれとダブらないようにということで、資本金の制限だけしてございまして、つまり千万円より上、従業員三百人というものは書いてございせんから、三百人以下のものであつて、両方の条件から縛っているわけではあります。多少そこでダブります。資本の制限でございまして、従業員の関係で小さなものでも公庫の方では救えるということになつております。そんな関係で、返済能力とか何とかではなくて、政府関係のいろいろな金融機関の業務の調整ということからきています。

○緒方委員 そうしますと、開発銀行法の方を改正しない限りは、それをどうすることはできないというわけですか。開発銀行ということになると、北

海道だけの特別な公団を対象をしてやっておるのであるならば、その東北、北海道関係の開発条項の適用を別に考へてもいいのじゃないか。その点を……

○木村(三)政府委員 開発銀行のお話も出ましたが、開発銀行は全国を対象としたしまして、あの問題で東北ばかり貸さない、北海道だから貸さないというのではないのであります。それから中小企業金融公庫もやはりそうなんでありまして、国民金融公庫もそうなんでありまして、分野協定になりまして、北海道、東北でここの分野だけは北海道東北開発公庫にやらせるといふふうにして分野協定してありますので、全面的に包括するかどうかということ、金融機関のあり方としていろいろ検討を要する問題もございまして、私からは、建前がそうなつておるといふことだけしかちよつと申し上げられないのであります。

○緒方委員 さきの質問者が言われましたようにこの東北、北海道開発ということが、特定の会社や資本家の便宜をはかるだけのことでなくて、東北、北海道の開発に従事し、かつまたその地域におけるところの産業発展に協力しておる幾多の零細な人たちに救済の手を差し伸べるこそ、東北、北海道の開発の目的を果したものでないでしょうか。今の御質問の中から参酌いたしますならば、大きな会社の開発に伴う金もうけのお手伝いにしかなくておられないという弊害が指摘されておる、こういうふうに私は考えるわけですね。だから、東北、北海道のような地域でありますならば、もっと零細な人たちに、特別に金融機関との関係もな

く、資本金の脆弱なところに金を回して開発に従事させていくという便法を講ずるよう努力してもらわなければならぬのじゃないか。そうするならば、先ほど言ひましたように、資本金五百万円から五百万円、三百万円なら三百万円という線まで引き下げるように、努力がはつきりとお約束されるものならしていただきたいという気持ちで申し上げておるのですが、その点はどうでしょうか。

○小澤國務大臣 先ほどもお答えしたように、一応建前がこうなつておりますので、今仰せになつた御意見は傾聴に値しますけれども、よく研究しまして善処することになります。

○山内委員 では、あと少しばかり質問申し上げたいと思ひます。開発公庫の機構の問題であります。今度副総裁を設けられて、提案理由の中に御説明もあります通り、北海道と東北とを合わせた一つの公庫ということ、今の業務の内容から見ても若干無理が来たのではないかと。地域的にも申し上げられますし、また行政の内容からいきまして、北海道は北海道開発法という特別の法によつて独自の開発をやつております。いろいろな面でも二つに分けていい時代ではないかと、私も突はしろうとながら考えるわけですが、そのことは、あるいは副総裁を設けられるという考え方はその前提としてお出しになつておるのかどうかお聞きませんが、もしそうだとすれば、はつきり申されても、もうそういう時代だと私も考えておるわけですね。これが三十一年に発足しましたとき、北海道だけでありますから一つの公庫で、あとからできた公庫を包含し

た。しかも最初の場合には、人件費とか事務費を節約するという考え方が基礎でなかつたかと思ひますが、これ一つに発足したということは、当時に限っては賢明な措置だつたと思ひます。しかしこれだけ事業が拡大もされましたし、もう人件費の節約ばかりを考へる必要はない。理事四名のうち、二人は北海道に張りつて置く、もう二人は仙台に置いておくのだ、提案理由にもこういう説明をされております。このお考えはどういうことか。いつまでも両方合はしておくのか、近く分離するお考えなのか、その点をちよつとお伺ひしたいと思ひます。

○小澤國務大臣 今これを分離するという考えは持つていないのであります。そこでなお業務量の面から言つても能力の見通しがついておりませんので、この一本の姿でしばらくは進む考へております。

○山内委員 長官がそういうお考えならば、あえてこれは妨げるわけではありせんけれども、東北、北海道にはそれぞれ個性があつて伸びて来るとおもう。一つの公庫に対して政府資金のワケがきまつて、それをお互いに北海道だ、東北だといふふんわり合はせておるかどうかわかりませんけれども、ぶんどり合ひのないようにするためには、一定の比率でもつて六分は北海道、四分は東北、まあそんな均衡を破らないような考え方が先に立つと思ひます。これは総裁としてその判断するのが当然です。そうしますとお互いに個性というものが今度は生きてこない。そういう意味で、分離されておつて、お互いが独自の立場から政府にいろいろ意見も述べ、必要な経

費は、独自に出してもらうということ
が、かえって公庫の一つの歩き方とし
ては望ましいことになりはせぬか。こ
れは私見でありすが、そういう考え方
からこれも御検討いただきたい。これ
も希望でございます。

最後に一つだけ申し上げておきたい
のでありますが、今度出されました改
正案によりますと、総裁の任命権者は
もちろん主務大臣のわけであります。
ところが今度でます副総裁は、公庫
の総裁が任命権者で、主務大臣の認可
を得るということになっております。

このことは、たくさんよそにも公庫が
ありまして、実はいろいろ任命権者の
ことも調べていただいたのであります
が、各公庫によつて多少の相違があり
ます。今ちょっと話の出ましたよう
に、一つの公庫ではあるけれども、現
実に地域が二つに分かれており、支店
も二つある。そういうことで理事も二
人ずつ分かれて両方に常駐しておる。

おそく総裁、副総裁も、ここの公
庫には総裁、向こうには副総裁という
ような形が自然に生まれてくるのでは
ないか。そういうことで非常な権限を
持った副総裁であります。特に第九條
の改正事項を見ましても、総裁が病氣
で休んでおるとか、あるいはこれは失
礼な言い方になるかもしれないが、

ロボットの総裁を立てても副総裁は
ほとんど仕事ができる。この九條はそ
れだけの非常に広範な権限を持った副
総裁になっておるわけですね。そういう
わけで公庫の性格から見れば任命
権者を主務大臣にするのはほんとうで
はないか。単に認可を受けて総裁がす
るということになりますと、公庫の性
質から見ても望ましくない、そう私には

判断されるわけでありすが、これに
ついての御意見はどういうものであり
ますか。

○小澤國務大臣 この問題は立法の一
つの例でありまして、この種の金融機
関は、主として総裁がすべてを任命し
まして政府の認可を受ける建前で規定
しておるのであります。でありますか
ら、立法論としてはどちらがいいかと
いうことは問題でありますけれども、
政府の金融機関は大体この線であつて
おりますから、そう御承知を願いたい
と思ひます。

○山内委員 そういふ御答弁であれ
ば、これも見解の相違にもなりますの
で、そのことは固執いたしません。ま
た資料があつたらしく届けられるのであ
りますから、いただいた上で御聞きす
ることがあればお聞きすることになり
まして、これで一まず終わりたいと
思ひます。

○久野委員長 石橋政嗣君。

○石橋(政)委員 科学技術会議設置法
の一部改正について若干質問したいと
思ひます。

現在科学技術の振興に特段の力を注
がなければならぬということ、よく
われわれがわかつておるわけですね。そ
ういふ情勢下にあるために、「このよ
うな情勢に対処して、国として総合的
な科学技術振興策を樹立し、これを強
力に推進していくためには、極力科学
技術会議を活用いたしまして、その活
発な活動を期待することが最も適切で
あると考えます。」と提案理由の説明で
おっしゃっておりますが、これもそれ
なりに理解できます。しかし当初本法
が成立したときの審議状況に照らし合
わせてみると、どうもふに落ちない。

それは二名増員ということ、それから
新たに増員される二名の方は非常勤で
あるということでありまして。なぜ私が
ふに落ちないと言ふかと申しますと、
三十国会で本法案の説明が行なわれま
したときに、「科学技術会議のこのよ
うな任務の重大性にかんがみ、その組
織には他の一般の諮問機関と違つた大
きな特色を持たせているのでありま
す。」といつて四つの柱を強調してお
られるわけですね。普通の諮問機関より
も一段上位に位置するくらい権威のあ
る会議なんだといふことを力説されて
おられたわけでありまして。そういう特
殊な性格をどういふところで持たせて
いるのか。当時御説明を聞きまして、
まず第一は議長には総理大臣が当た
る、これが大きな特徴であります。二
番目は、議員として大蔵大臣、文部大
臣、それに経済企画庁長官、科学技術
庁長官、日本学術会議議長が充てられ
るほか、関係閣僚大臣が必要に応じて
議員として会議に参加することのでき
るようになっており、これも非常に権
威のある構成になっておる、これが第
二の特徴であります。それから第三番
目に、学識経験者議員三名のうち二名
までは常勤にする。常時科学技術に関
する内外の動向の把握とその検討に専
念できるようにするためには、やはり
常勤者でなくちゃならぬと思うから、
三名のうち二名は常勤にする。それか
ら第四の柱は、議員全体の数を少数に
制限している。この四つをあげられ
て、普通の一般の諮問機関とはちよつ
と違うのですよといふ御説明があつた
のですが、これと今度の場合ちよつと
矛盾を来たすのではないか。すなわ
ち、三番目にあげました常勤者を三名

のうち二名置いたといふ説明、これが
今度は二名増員されて、しかも非常勤
である。それから極力少数にした、少
数精鋭主義でいくのだとおっしゃって
おるのに、今度は二名必要だ。全く前
提になる説明は同じであつて、中身と
して出てくることはうらはらのような
ものが出てきておるので、ちよつとふ
に落ちない、こう申し上げたわけだ
すが、その辺をもう少し具体的に、な
ぜ二名増員が必要なのか、それが非常
勤でいいのか、そうしてなおかつ一般
の諮問機関と異なる権威のあるものた
らしめ得るのか、そういうところを前
の説明とあまり矛盾しないように一つ
御説明を願ひたいと思ひます。

○池田(正)國務大臣 石橋委員の御疑
問もごもっともだと思ひます。私も大
へんふに落ちない点がある。というの
は、これはその人のそれぞれの考え方
がありまして、前のときに、いわゆる
精鋭少数でいくという考え方に立つ
た。その事情は私よく存じませんけれ
ども、私が現実にあつてみまして
やつてみますと、これではいけない。
御承知のように、申すまでもなく、科
学はどこまでも基礎的ないわゆるサイ
エンスの上に立つて積み上げなければ
なりません。しかしながらまた一方に
おいては、ほんとうにアイデアの飛躍
というものがなければ、新しい技術の
開発というものはないのではないかと
私は思ふのです。そういう意味から申
しますと、きまつた少数の人だけが集
まって同じような議論だけしておつ
て、いわゆる一種のマンネリズムにな
つていく傾向がある。それならいっ
そのことフリー・トーキング的な形で
いろいろな人に出てもらつて、そうし

て二に二を足して四ではなくて、二に
二を足すと十になるのだ、三十になる
のだといつたような飛躍的なアイデア
というものもときにはなくちゃならな
い。そういうことも考えなければなら
ない。そこで今までの三人といふ説
が私はよかつたとは思ひたいのです。
それで、五人にすることが絶対に必要
かどうかといふことになる、私も若
干確信を持つては言えないのですけれ
ども、大へん失礼な申し分ですが、そ
の方がベターではないか、そういう意
味でこの案に一つぜひ御賛成を願ひた
い、こういう考え方でありまして。

○石橋(政)委員 大臣にふに落ちない
といつて相づちを打たれてはどうか
らぬのですが、私前にも科学技術庁関
係の説明をお聞きしたときに、やはり
そういう矛盾があつたので指摘したこ
とがあるのですが、どうもその場その
場で適当に言いつくろつていふような
感じを受けてならないわけなんです。
今も申し上げたように、科学技術の振
興に努めなければならぬことはもうわ
かつております。そのためにこういう
会議を作るといふことの必要性もわれ
われも認めたわけですね。しかもそれ
に権威を持たせるといふことにもまあ賛
成なんです、どうしたら権威を持た
せることができるかという理由が、ふ
らふら科学技術庁の中で考えがかわる
といふのでは、これは大臣がかわつた
からといふような問題ではないと思
う。やはりもう少し、そういうた便宜
主義でなく、国会は前のことまで調べ
ぬだらうといふお考えであつた
ら、これはもうちよつとわれわれ納得
できないのですが、一貫した説明を国
会に対してはしていただくようにした

と思ふのです。そうしなければ信用できません。

それから、これは事務当局からでもいいですが、今申し上げた人数がふえるということも前と矛盾するわけですが、これも、非常勤でもいいというのはいくらわけですか、これも矛盾するわけですか。

○久田政府委員 ただいま事務当局からでもよろしいというお話でございますので、一言御説明申し上げますが、今度提案いたしましたのは、科学技術会議が発足いたしましたから約二年たちまして、その間第一号、第二号の答申をいたしました経過で、それらの実情にかんがみまして、どうしてもさらに議員の定数の増加が必要であるという結論になったわけでございます。その間には、御承知のように一昨年秋人工衛星が上がりまして以来、世界的にも科学技術に対する考え方がさらに一段と飛躍いたしました。科学技術の分野でも、宇宙科学を初め新しい境界領域が発展して参りましたこと、それから、一方では、科学技術の問題の基本的な柱として、教育と研究という二つの面を並立して進めなければいけない問題、あるいは特に最近の著しい傾向としまして、産業界における研究活動が盛んになって参りましたこと、これも単に現場における改良研究等ではなくて、相当基礎的な研究にまで入つていく。つまり基礎研究所といひますか、中央研究所等の名前で民間が新しい研究所を設けるといふのは、日本でもちょうど昨年あたりからの非常に著しい傾向の一つであらうかと思ひます。それらに関連しまして、産学共同と申しますか、産業界と学界との協力体制

制を強化しなければいけないという問題も、一方で大きな問題として現われて参りました。今度の科学技術会議の第一号答申と申しますのも、経済審議会の所得増進計画の科学技術的な裏づけという考え方がございまして、そういう意味でも、経済と科学技術との関連がさらに密着化してきて、そういうような科学技術に関連しまして、新しい局面がこの一、二年間急速に展開して参りまして、どうしてももう一ついろいろな面に関連して参りますので、少数精鋭という考え方は、決してこれを捨てておるわけではございまして、けれども、さらに人的な強化が必要であらうという結論になったわけでございまして、

なお、ただいま御質問のどうして非常勤にするかという問題でございまして、これにつきましましては、現在第一線で御活躍になっておられる方にもこの会議の議員になっていただくと思ひます。要するにその範囲を拡大するという意味で、非常勤ということにしたわけでございまして、

○石橋(政)委員 ちょっとおかしいのですよ。私が指摘するまでもなく、本法の十条を読んでみればわかるわけですね。権威を持たせるといふことにも関連するわけですが、十条で、議員の規律が示されております。その一つは、秘密保持の原則です。それから第二項においては兼職の禁止、こういう原則があればこそ、やはり常勤が原則というところが私は必然的に出てくると思ふ。当時の科学技術庁長官の説明によつても、兼職ができないということに相当ウェイトを置いた説明をされております。この十条の精神からいって

も、非常勤、いわゆる兼職ができるという形の人をふやしていくということ、私は、私は好ましい形ではないと思ふ。秘密保持という点からいつたつて私はそうだと思う。特に学界と産業界との提携といひますが、そういうものが必要であることを認めるにやぶさかではございせんけれども、それは十条の精神とちよつと矛盾した面が出てくるおそれもあるのですよ。そういうことからいひまして、私は、非常勤の方をふやしていくというところは、さきの説明と矛盾するだけではないに、本法の精神そのものと矛盾を来たして、その辺一つ御説明願ひたいと思ひます。

○久田政府委員 ただいまの点につきましては、先ほど申し上げました通り、あくまで広く人材に早急に御参加願うという趣旨で非常勤ということにいたしましたわけでございまして、常勤で悪いというわけでは決してございせん。

○石橋(政)委員 常勤で悪いということを書いてゐるのではないとおしやいますけれども、どうもちよつとぐらついてきましたね。そういうことになると、大臣にお答えを願わなくてはならぬわけですが、実際は常勤の方がいいのですか。便宜的に非常勤にして国会に今お願いしてゐるのですか。どうも信念がぐらついてきたような感じがしますが、どつちの方がいいのですか。またその理由はどうか。御承知のように行政はあくまでも正しい、りっぱな機構の上に立つていかなければなりません。しかしながら機構そのものは運営いかんによつて性格なり進み方が非常

に違つてくる、これは御承知の通りであります。現に日本の官僚機構を見ましても、われわれに落ちないような不満な点が非常に多い。同様に、特に科学技術庁のような新しい目標を持つて向かつていく場合に、これはただ単に機構だけではない、その運営面というものが非常に大事だと私は痛感いたしております。従つて今後の運営のいかんが大事なことで、それにはどうして、しかもここで早急にやつていくというところになりますと、実際問題として民間側からすぐれた人は常勤ではないかなかなか得られない、そういう諸般の条件をいろいろ勘案いたしますと、結局非常勤でこの緊急速に人間をふやしてもちよつて、そこでやつていくというところに落ちついた、こういうことであります。

○石橋(政)委員 どうも納得がいきません。それはあとで与党の皆さんとお話し合つてもいいわけですが、そうすると大臣としては、大体どういふ方面から一つ新しく非常勤としての議員に來ていただくというふうに構想をお持ちのわけですか。

○池田(正)國務大臣 これは非常にむづかしいので、一つの私の悩みの種なんです。といひますのは、われわれがほしいようなすぐれた人は、現場の職にあつて、しかも重要なポストにあるような人が多い。そういうところにいる人材が多いのです。ところがそういう人たちは、こう見渡して、大体財界の大きな研究所とかあるいは財界に籍を置くという人たちが多く、これは妙なひもがついておるのではないかと、いろいろな誤解を招く点もありますの

で、そういう点を今後いろいろ、法案が通過し、実際にこの人事を取り扱うときの大きな悩みの一つとして、今から頭を痛めているというのが実情であります。

○石橋(政)委員 頭を痛めるはずだと思ふのです。今三名の議員のうち、お二人は常勤で、お一人は芽さんですね。ところが今度、さつき局長がお話しになったように点産業界、財界というところから連れてこようという考えがあつての非常勤じゃないかと思ふのです。そうなつてくると、この十条、特に第一項の秘密保持というものを設けた精神と矛盾を来たしてきはせぬか。絶対に大丈夫だという自信が長官ございせんか。

○池田(正)國務大臣 そう大してむづかしいような、秘密を保持しなければならぬようなことはあまり相談しないようにします。

○石橋(政)委員 非常に権威のある会議たらしめるためには、そういった高度の秘密をあくまで護持していかなくてはならないという問題こそ、たくさん出てくるべきじゃないかと思ふのです。それでなければ、権威のある会議でございまして、どうもよくよくよくおしやるほどのことではないというところになるのじゃないかと私は思ふのです。確かに今の問題はむづかしいと思ふのです。あらゆる点で矛盾が出てきます。議員をたつた二人ふやすという問題じゃないと思ふ。これは私は簡単な問題じゃないと思ふ。だから、先ほど申し上げたように、いづれ委員長を含めて与党の皆さんとお話し合つていと思ふのですが、むづかしいという

ことだけでほうつたらかしていい問題ではない。大臣のように八方破れでいい問題ではないわけですが、これにちょっと関連するのですが、今の常勤の内海議員ですが、この方は、法で禁止した兼職とは言えないまでも、審議会委員をたくさんやっておられますね。ほかに、たとえば河川審議会委員、中央建設業審議会委員、資源調査会委員、こういう委員を兼職すること、本来十條の精神からいって、まあいい形じゃないのじゃないですか。梶井さんの方は兼職なしになっておりますが、いかがですか。

○島村政府委員 特に常勤の委員に任命された者が、他にいろいろな仕事を持ったことにつきましては、その仕事は政府関係の仕事でございしても、精神から申しまして望ましいことではないということにつきましては、全くその通りだと思ひます。従来私承知いたしております限りにおきましても、委員の任命について国会の同意等を必要とします案件が国会にかかりました際に、官房長官等に対しまして、委員の政府関係の兼任が多過ぎるということ、問題になっておりましたことも承知いたしております。従ひましてお考えをいたしましては、おっしゃる通りであると思ひますけれども、また一面、この問題については、科学技術会議の立場から絶対に兼職を認めない、特に政府関係の委員についても認めないというのも行き過ぎであると思はれる点があるわけでありまして、例にお引きになりました内海議員にいたしましては、それぞれの審議会関係方面につきましては、日本でも有数の権威者であります。そちらの方

面の仕事にタッチせられますことが、やはりその面におきまして非常に日本のためになるというような場合には、つまり極端に申しますと、余人をもつてかえりたいというような面がございしますときには、許し得る限りにおきまして、その時間をそういつた方面にもさしていただくということは、日本全体の上からいいたしまして望ましいことではなからうかと考えておるわけでございます。河川でありますとか、その他の審議会の委員に任命せられます際に、そういったことを科学技術庁の側から積極的にどうこうというわけではございせんけれども、内閣の方でもそういった点も十分考慮に入れられて、運営をせられることでございします。私ともいいたしまして、そういう限りにおいてはやむを得ないという立場を、むしろ日本全体のためにはその方がプラスになるという判断のもとに行なわれるものというふうに解釈いたしておる次第でございます。

な常勤の審議会等の委員というものは、割に例が少ないのでございしますけれども、他にもそのような例はございまして、必ずしも科学技術会議の内海議員だけの問題ではないというふうに考えております。

○石橋(政)委員 私は二つの角度から言いたかったのです。一つは政府行政機関にいろいろな審議会があるわけですが、兼職が非常に多いですね。まるでこんなに仕事ができるのだからかというくらいに、一人で十二も持つてい人も、ちょっと見ただけでもあります。日本にはそんなに人がおらぬものだからかという感じを持つわけなんです。だから兼職はなるべくさせないよ

うにという方向を、国会でも今盛んに論議しておるわけですし、そういう線からいっても望ましいのではないのじゃないかというところが一つと、もう一つは、十條の精神もあることだし、やはりつききりとこれに打ち込んでやっていただける人を委員として選ぶべきではないかという角度からも、私はお伺いしているわけですが、これも賛成していただいたような、弁解しておられるようなお答えでございしますけれども、まあその程度にしておきます。

次に、本法が初めて国会に提案されたのはたしか三十国会だと思ひます。参議院で審議未了になつて、翌三十一国会で成立を見たわけですが、これが参議院で審議未了になつたいきさつは、言うまでもなく日本学術会議との話の合いがなかなかうまくいかなかったというところにあると思ひます。その三十国会から三十一国会の間において政府側と学術会議との間で話し合つて三つばかりの要望が出た。それを了承するという形の結果、話し合ひがついたとわれわれが了解しておるわけですが、この要望をちょっと振り返ってみますと、まず第一が、学識経験者の任命にあたつては、学術会議会長の意見を聞いてもらいたい。二番目は、専門委員の選定にあたつては、連携を密にしてもらいたい。三番目が、秘密保持の義務が学術会議の審議を拘束しないようにしてもらいたい、こういうふうなことであったと思ひます。この三番目などは法の精神自体からいってちょっと問題もあると思ひますが、この辺は一体その後の運営等においてどういふふうに生かされておるもの

か、その辺の経緯を一つ御説明願ひたいと思ひます。

○久田政府委員 日本学術会議との関連につきましては、御承知のように日本学術会議会長が議員として参加していただくということがまず第一点でございますが、なお日本学術会議連絡部会というものを科学技術会議の中に設けてまして、常時両者の密接な連携をはかつております。

なお先般の一号答申をいたします段階におきまして、専門委員をお願いいたしましたが、専門委員総数は、今ちょっとはつきりした数字がありませんが、約七、八十名であつたかと思ひます。そのうち約二十名は学術会議の会員をお願いしたわけでございします。ただし昨年の秋、学術会議の改選がございまして、そのために従来お願いしておりました専門委員で、学術会議の会員でなくなつた方が出ましたので、十二、三名に減つたかと存じますが、いづれにいたしましても、両者の関連につきましては、できるだけ密接に連携をとらしまして、いろいろの措置を十分にはかつて参るつもりでございします。

○石橋(政)委員 今まで政府から出された諮問件数、それから答申済みの件数は何件ですか。

○久田政府委員 第一号諮問といたしましては、十年後を目標とする科学技術振興の総合的基本方策というのを諮問いたしました。昨年十月に一号答申として出ております。それから第二号諮問は、昭和三十五年度における科学技術振興の重点方策というふうなものが出されておまして、これは一昨年の十二月に答申が出ております。以上であります。

○石橋(政)委員 これは十年後のものがまだできておらなかつたので、便宜的に三十五年度の分を先に作業することになったのではないかと思ひます。が、両方の答申の中で述べられていて、いわゆる重点方策の中で若干お尋ねしておきたいと思ひます。これは諮問第二号に対する答申の方ですけれども、その精神はそのまま十年後の総合的基本方策にもつながつていと思ひます。三番目にあげております理工科系学生増員計画の完遂ということですが、これは確かに必要なことだと思ひますけれども、さても具体的に進めていくとなると、いろいろな面から障害があるかと思ひます。中でも工業教員をどうして早くたくさん作るかということに頭を痛めているようでございしますが、本国会に工業教員臨時養成所設置法ですか、そういうものを出すというふうな、あるいは出したの知りませんが、聞いておりますが、ここでちょっと疑問を持つわけですが、確かに学生をたくさん作つて役に立たせるためには教員が要る。だからこの教員を早いところたくさん作らなければいかぬ。しかしその速成的にやつていい性質のものだろうか。これは新聞の論調を見ましても、社説あたりで取り上げている面もあるわけですが、今度出されます工業教員臨時養成所、これは修業年限が三年、こういう形で速成の教員を作つて、はたして正しい子弟の教育ができるかという疑問を投げかけられております。特に教師としての素質というものは、技術さえ身につけていればいいというものではない。そういう観点から考えていくと、どうしても修業年限が短縮されれば、一般教養課

程が省略されるのではないかと、この疑念をだれでも持つわけですね。そういう矛盾の点を技術会議あたりで論議されていると思うのですが、一体そういうことでもこの増員計画を完遂するためには、やむを得ぬというふうな考え方を、技術会議の審議過程でお認めになつておられるのかどうか。やはりわれわれと同様に疑問を持たれているものなにかどうか。その辺のいきさつを一つお話ししていただきたいと思ひます。

○池田(正)國務大臣 ただいま石橋君の御指摘の点は非常に重要なことでございまして、これは教育のことでございまして、もちろん文部省の所管でございまして、これを私も私がいわけゆる科学技術振興の立場からなめた場合に、今あなたが御指摘になりました教員の養成及び全体の工業要員、研究要員の養成との二つになると思ひます。そこでこの二つの問題を取り上げてみますと、現在打ち立てられておる文部省の案というものは私は満足できません。はつきり申し上げますと、これは文部省の官僚がああいうばかなものを作つても、これではやつていけない。私はいづれあらためて私の所見を公開したいと思つております。

しかし今の教員養成の問題でございまして、研究者から技術者、要員までの間には幾つかの段階があることは御承知の通りでございまして。そこでそのいづれの段階も埋めていかなければならぬということが目下の急務だろと思ひます。そういう意味で、おそらくとにかく間に合わせという意味で文部省はああいう案を作られたのだらう、そういう意味でやつたのではないかと

うような感じもいたすのであります。そこでそれが一体いいか悪いか。個人のためにも、国家のためにも、これは非常に大きな問題だと思ひます。これは先日米院内においてもいろいろ御議論を拝聴いたしておりますが、これも当然問題になりますし、われわれとしてもこれは真剣にもう少し深く掘り下げて考え、なおかつ文部省ともよく打ち合わせをいたしまして、場合によればこの考え方を立ててもらなければならぬというふうにも思ひます。しかしまだそこまでの結論は私出ておりませんが、そういうことも私どもの会合のたびに話し合ひをいたしておるというのが現状であります。

○石橋(政)委員 科学技術会議の方でも非常に心配していろいろ論議しておると思ひます。従つて答申の中にもこの理工科系学生、増員計画の完遂というものがあつておりますし、それから海外調査団報告、この中でも一つの例をあげて、たとえばわが国においても同様の事情から、中堅技術者養成のために、たとえば特色ある専門学校を設け、あるいは再教育を行なう等の措置をとることが緊要であるというふうに出ておりますが、今大臣の御説明などを聞くと、これは調査団の報告であつて、まだまとまつた科学技術会議の意向ではないのではないかと思ひます。非常にむづかしい問題なんです。

早くたくさん作りたい。しかしそれは速成であつてはならぬ。そこそこのかね合ひをどうするか、中堅技術者を作るといふ面からいつても、専門学校というものを調査団は具体的に報告として述べております。これなどは政府の方で再三工業専科大学という

ものを作らうという案を国会に出してありますけれども、三回も四回も審議未了になつておるわけですね、そういうところがどの程度突き詰めた論議がなされておるかとお伺ひしたわけですが、けれども、大臣もどうも私の意見の方に賛成のようでございますから、今後こういった法案の審議の過程においても大臣のそういった意向を反映するように、私どもの方も一つ努力したいと思ひます。

問題は、それも一つの問題ですが、やはり諮問第二号に掲げられております大学教官と研究公務員の処遇の改善ということにも相当関連があると思ひます。こちらの方をいかに解決して

おいて幾ら教員を作らうとしても、学生を作らうとしても、問題は解決しない。諮問第一号にも書いてありますが、他の國家公務員に比し、より高度の給与水準を維持しなかつたらぬといふことを言つておるのですが、これがなかなか実行されない。口頭で終わつておるわけなんです。これを生かすことを特に大臣は考えなければならぬのではないかと。これを生かすためにはどうしたらいいか。やはり私は、人事官の構成というものについて大臣は閣議で積極的に発言をしていかなければだめじゃないかと思ひます。これは過去において国会においても、人事官は三人で構成されているのだから、少なくとも技術者優先、技術者の処遇を十分に考へるといふ立場からいつても、一人は技術者出身の人を入れるべきだといふことを絶えず言ひ続けてきたし、議運あたりでは会議録にまでこれをとどめておる。ところが今度改選されても、依然として同じような系統の

人、大学の法科系出身の人、そういうような人がやはり三人そろつてしまつて、技術者は入らぬじゃありませんか。こういう構成をやっているから人事院の勧告を見たつて、少しも研究者、技術者を優遇するような勧告が出てこないのです。もとはここにあらわけてですから、科学技術の振興をおもんばかる大臣は、もっと積極的にいかにん発言されて、いかにん人事、おざなり人事をやるな、今度こそ国会でも強い要望もあることだし、科学技術関係の経験者か、そういうものにかわる者を入れないかという発言をなさねえ。こういう形が伴つて初めて口頭で終わらずに、頭の中と行動とが結びついてくるのではないかと思ひます。

が、今後大臣一つ積極的にそういうふうにする意思があるかどうか。過去にやられたのだったらここで一つ大いばりで御報告していただきたい。

○池田(正)國務大臣 この問題は実は私もうっかりしておりました、人事院のあれがかわるとそこで、今石橋君が言われたように、これは一人だけは必ず確保しなければならぬというので、実は内閣に申し入れをしました。ところがそのときはすでにおそくて、これは人事権は内閣でやつておりますから、私が話をしたときにはもう大体きまつたような格好で、ちよつと手が引けない。そこで一年間待てばこの次またかわってくるから、そのときには必ず科学技術者を入れることにして、今回はかんべんしてくれという話で、これはまあ内々の話で、正式の話ではありませんが、そういうことで私も一応納得した。こういうことでござ

いますから、この次やるときは、たとい私はこの職になくとも、必ず一人は科学技術者の中からとつてやるという決意を持っております。

○石橋(政)委員 そういふお言葉が実を結んで初めて政治力があるといふことで、実を結ばないと大ふろしきといふことになるわけですから、一つ肩を入れて一生懸命やつていただきたいと思ひます。これは国会の意思でもあるわけですし、大きなささえもあるわけですから、非常にやりやすいわけですから、一つがんばつていただきたいと思ひます。

そこで今度は答申の第七に掲げられております特別指定研究の指定、この中で台風防災科学技術、それから宇宙科学技術、基礎電子工学、核融合、海洋科学技術というふうなものが指定されておるようでございますが、地震の方は入つておらないのです。さしたる方のような特別指定をするほどのこともないといふような事情でもございまして、いかがですか。

○久田政府委員 この第二号答申の段階におきましては、とりあえず昭和三十五年における重点方策ということで御審議いただきまして、その結果特別指定研究ということで、ただいまお話のありました六部門が上がつたわけでございます。

「委員長退席、草野委員長代理着席」

地震の問題はわが国といたしまして非常に重要な問題でございまして、ここでは防災の關係は台風防災科学といふことに限つておりますが、これはたまたまこの答申の出す前に伊勢湾台風がございまして、この対策を三十

五年度において早急にやらなければいけないという観点から、このような結果になったわけでございますが、たゞいま御指摘の地震の問題、その他まだ特に推進すべき重要課題というものはこれに必ずしも限らない。ここにもございませうというところであつて、これを指定したわけはございませう。一、号答申の検討の段階におきましても、この問題はいろいろ検討されましたが、このような特に推進すべき研究の課題は何であるか、またそれを推進すべき研究体制がいかにあるべきかというところは、科学技術会議の設置法にもございませうように、さらに諮問等を出しまして、根本的に御検討いただくべき問題ではないかということもございまして、地震の問題、特に地震の予知の問題等は、そういう場合に重要な研究課題の一つの候補として当然考えられるべき重要問題であるかと考えます。

○石橋(政)委員 最近地震が非常に多くなつております。それから過期説からいって、関東大震災がいつだったかというところで非常に不安も高まつてきておるわけですから、一つ今おっしゃつたような地震の予知の研究、こういうものは当然私は取り上げていくべきじゃないかと考えるわけです。そのほかガンの問題もありませう。

それでは次に質問します。この科学技術会議ができました目的の中に総合調整ということが強調されておるわけですが、具体的には、今まで大学の研究は文部省、工業の分野は通産省、農業の分野は農林省と、いろいろ担当が分かれておつた。そういうことではばらばらに技術振興の面が出てきて、まとまりがなくて、効果も上げられない

い、だからその総合調整をはかる必要があるということなんです。これもその通りだと思つてます。そこで具体的に今まで二年間の実績がどうかというわけですが、こういう点でこの総合調整が非常にうまくいったという実績がございませう。一つお話ししていただきたいと思つてます。

○久田政府委員 科学技術会議は、設置法にもございませうように、政府の諮問を受けまして、これに答申するという性格のものでございませう。たとえば科学技術庁が大学の研究を除いた各省の科学技術の問題について、総合調整をするというふうな意味の行政行為をする機関ではないわけではございませう。しかしながらたゞいま御指摘がございまして、大学の研究も含めて検討するチャンネルというのは、この科学技術会議でございませう。今度の一号答申並びに一昨年の二号答申等におきまして、いわゆる基礎研究、大学における研究等を含めまして、基礎から応用、工業化あるいは医療化に至るまでの一貫した研究体制のあり方、その推進方策等について答申を行なつておるわけではございませう。

○石橋(政)委員 私、なぜそういう質問をしたかという、何か科学技術開発公団といふと、名前がちょっと私にもまださだかでないのですが、そういうものを考えておるというふうなことを聞きまして、そういう中から出てきたものなのかどうかという疑問を持つたからお伺ひしたいのです。そういう構想が何かあるのですか。あとすればどういふものなんですか。

○久田政府委員 ただいま御指摘の点につきましては、三十五年度における重点方策について答申いたしました二号答申を御審議願う段階で、それを含む問題が検討の対象になつております。なお一号答申におきましても、研究分科会等におきましてこの問題が検討されておりますし、なお制度の分科会におきまして、やはりこの問題が議題になりまして、最後の一号答申の本文におきましては、新技術開発体制の強化ということで、新技術一般に対する強力な開発体制について考慮すべきであるという結論を科学技術会議として出しております。

を借りまして、そういう仕事を試験的に従来とも実施いたして参りました。過去その形でやりましたのが三年間でございませう。最初の予算が七千八百万円でございませうが、その次が一億三千万円、その次が一億三千万円といふような小規模の試験的な事業としてやつて参りましたが、その結果は非常にいいというところになりまして、理研のひさしを借りて試験的にやるというのではなしに、三十六年度からは本格的にこの事業をやろうということ、予算は三十六年度といたしましては三億円でございませうが、事業団といたしましては、その理研の従来やつておりました事業をそっくり引き継ぎまして、そういう国産の新技術を企業化するという仕事を積極的に進めて参りたい、そういう構想でございませう。い

○久田政府委員 中小企業と技術問題の解決策というものは、今後の課題として非常に大きな問題になつてまいと思つてます。海外調査団の報告書の中には、英、仏、西、伊、イタリアといふような例を取り上げて、共同研究のための研究組合を作つておる、これはいいなというふうな報告が載つておるやうでございませうが、日本では中小企業において、技術問題をどういふふうになつておるのか、非常に重要な問題だと思つておる。御説明を願ひたいと思つてます。

○久田政府委員 中小企業のいわゆる技術的な面の改善という問題につきましては、科学技術会議におきましても、いろいろと、たとえば人材養成の面及び研究活動あるいは技術活動の活性化という面から検討が行なわれたわけではございませう。一つは人材養成の面で、特に現場ですぐに役に立つ技術者を供給することを考えるべきであるという問題が、特に中小企業の面から重要でありまして、これらにつきましては、先ほどお話のございました専科大学制度の問題とか、あるいは現在の新

を借りまして、そういう仕事を試験的に従来とも実施いたして参りました。過去その形でやりましたのが三年間でございませう。最初の予算が七千八百万円でございませうが、その次が一億三千万円、その次が一億三千万円といふような小規模の試験的な事業としてやつて参りましたが、その結果は非常にいいというところになりまして、理研のひさしを借りて試験的にやるというのではなしに、三十六年度からは本格的にこの事業をやろうということ、予算は三十六年度といたしましては三億円でございませうが、事業団といたしましては、その理研の従来やつておりました事業をそっくり引き継ぎまして、そういう国産の新技術を企業化するという仕事を積極的に進めて参りたい、そういう構想でございませう。い

○石橋(政)委員 公団とか事業団とか聞きますと、またかという印象を受けるのです。よほどちゃんとした理由がなければ、お役人さんが老後の保障を確保するために、また公団を作るのではないかとひびがみですぐ見られるわけでは。よほどきちんとした理由が

○石橋(政)委員 公団とか事業団とか聞きますと、またかという印象を受けるのです。よほどちゃんとした理由がなければ、お役人さんが老後の保障を確保するために、また公団を作るのではないかとひびがみですぐ見られるわけでは。よほどきちんとした理由が

○石橋(政)委員 公団とか事業団とか聞きますと、またかという印象を受けるのです。よほどちゃんとした理由がなければ、お役人さんが老後の保障を確保するために、また公団を作るのではないかとひびがみですぐ見られるわけでは。よほどきちんとした理由が

○石橋(政)委員 公団とか事業団とか聞きますと、またかという印象を受けるのです。よほどちゃんとした理由がなければ、お役人さんが老後の保障を確保するために、また公団を作るのではないかとひびがみですぐ見られるわけでは。よほどきちんとした理由が

○石橋(政)委員 公団とか事業団とか聞きますと、またかという印象を受けるのです。よほどちゃんとした理由がなければ、お役人さんが老後の保障を確保するために、また公団を作るのではないかとひびがみですぐ見られるわけでは。よほどきちんとした理由が

○石橋(政)委員 公団とか事業団とか聞きますと、またかという印象を受けるのです。よほどちゃんとした理由がなければ、お役人さんが老後の保障を確保するために、また公団を作るのではないかとひびがみですぐ見られるわけでは。よほどきちんとした理由が

制大学につきまして、これを一部中級技術者の養成機関として適当な性格を持つものについては、そのような方向に転換することも検討すべきであるというような点が答申において指摘されております。それから研究活動あるいは技術活動等の問題につきまして、たゞいま御指摘の研究組合という問題等はイギリスに発祥しまして、フランス、ドイツあるいはイタリア等でも、若干それぞれ性格は違いますが、こういう形のものが相当発達いたしておるようでございます。日本でもこのようなものを法制化するということが、科学技術会議の答申の中でも検討されておりますが、実質的にはいろいろな形で研究組合的な活動は、たとえば競輪資金等を使ったもの等がすでに実在しておりますけれども、これは三十六年度から通産省の方でこのような性格の研究組合の法制化を提案しているように聞いております。

なお、一般的な問題としまして、このような共同研究を互いに促進するということは、もちろん大切なことではございますが、一方、最近の技術革新の先端的な技術を中小企業に十分普及徹底するというようなアクションにつきましては、一部国立機関、たとえば農林関係等におきましては、国立機関等が相当これについて大きな役割を果たしておりますけれども、鉱工業等につきましては、特に重要な役割を果たすものは、府県立の、公立の試験研究機関であろうと考えられますので、これらの機関のこういった面での強化策ということが、今後非常に重要な問題でございます。それらの点が答申においても指摘されておりますが、な

お、科学技術庁におきましては、この中小企業における技術活動が現実にとのようになっておるかという調査を現在いたしております。実質的な調査は全部完了いたしておりますが、今その結果の整理中でありまして、近くその結果がまとまりましたならば、これも参考にいまして具体的な方策を考えて参りたい、そのように考えております。

○石橋(政)委員 中小企業は技術の問題以前の問題がいろいろあるわけですね。現在すでに求人、雇用といったような面でも行き詰まりを来しておりますし、本質的には二重構造というところにも問題があるわけですね。そういうところに目を向けていかなければ、単に技術の問題だけをいじくってみたところでどうにもなる問題ではないと思っておりますけれども、そういうところは一つ、大臣、政治家の立場で十分お考えになっていくべきだと思います。要望いたしておきたいと思っております。ほかにもいろいろ質問したいことがあるわけですが、時間もずいぶんたちましたので、最後にもう一つお伺いしまして終わりたいと思います。

それは科学技術に対する研究投資、民間を含めて現在国民所得に対する比率が大体一%にも満たない。○・九四ですが、その程度の投資しか行なわれておらない。これを十年後には少なくとも二%まで持っていくのだというふうなお考えのようでございますが、しかしこれは民間も含めてということなんです。そうしますとなんでも民間に依存、住宅でも何でもそういう傾向が現内閣にはあるのでございしますが、一体どういうふうな形で民間の方の投資を促していくのですか、そして目的を達成するおつもりなんですか、その辺を一つ御説明願いたいと思っております。

○久田政府委員 民間の研究活動を活性化するための方策でございますが、一つは、何よりも現在人が足りないという問題がございまして、それに対する対策がまず根本的なものとして必要でございまして、今御指摘になりました研究投資を盛んならしめるという点につきましまして、特にこれらの点を勘案しまして、科学技術関係の税制については、特に科学技術関係の税制についての改善ということを目指しているわけでございます。それらの方策を通じて民間の研究投資の活発化をはかりたいというところでございまして、なお一言、蛇足になろうかと思っておりますけれども、この答申の段階では、国全体としての研究活動が国民所得の二%になるということ、民間に全部――全部という用語と語弊がありますが、大きく依存しようという趣旨ではないわけでございます。何か研究投資の目安を作ります場合に、諸外国でも国全体の研究投資というふうな点の一つの指標としておるといふような点もございまして、このような目標が一つ打ち立てられたわけでありまして、答申の中で、このように、○・九四を二%に引き上げるのにはば比例して、政府の現在の研究予算を増強すべきであるというところをうたっているわけでありまして、これを裏返して申し上げますと、○・九四のうち○・四五は政府の研究予算でございまして、これを今の比率で増大いたすとしますと、政府の研究予算の国民所得に対する比率というものは○・九七%、約一%くらいになることを目標とすべきであるということが、この答申の精神としてうたわれておるわけでございます。

○石橋(政)委員 これはまあ大臣からお答えを願う筋のものだと思うのです。一%というものは、今の計画でいっても、やはり半分は民間に依存しておるわけですね。役にも立たぬロッキードなど作って、防衛力整備計画などは国家予算において二%という線を出しておるわけですね。科学技術の振興ということに本気で取り組むならば、これは政府だけでそれくらいのことやる意気込みで一つぶつかっていかないと、最初から民間を入れて、私に言わせれば、考え方が非常に後退しています。そういうところを一つ大いに、大臣、こういうところで所信を表明しておいたらいかがですか。御意見なければやめますが、単にこの科学技術会議の議員を二名ふやしたからといって、私は大勢にはどうということはないと思うのです。そういうことよりも、もっと本質的な問題として取り組まなくちゃならぬ問題が、今私がちょっとお伺いした中でも出てきておると思う。だから、ただ安易に二名ふやしさすればどういかなるような幻想をお互いに抱かないようにする必要があるのではないかと思つて、私質問してきたわけですが、同僚議員もまだたくさん質問されるそうですから、私はこれで(終)ります。

○草野委員長代理 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十二分散会

内閣委員会議録第七号中正誤	
頁	段行 誤 正
二一	二 二を
二二	二 二を
二三	二 二を
二四	二 二を
二五	二 二を
二六	二 二を
二七	二 二を
二八	二 二を
二九	二 二を
三〇	二 二を
三一	二 二を
三二	二 二を
三三	二 二を
三四	二 二を
三五	二 二を
三六	二 二を
三七	二 二を
三八	二 二を
三九	二 二を
四〇	二 二を
四一	二 二を
四二	二 二を
四三	二 二を
四四	二 二を
四五	二 二を
四六	二 二を
四七	二 二を
四八	二 二を
四九	二 二を
五〇	二 二を
五一	二 二を
五二	二 二を
五三	二 二を
五四	二 二を
五五	二 二を
五六	二 二を
五七	二 二を
五八	二 二を
五九	二 二を
六〇	二 二を
六一	二 二を
六二	二 二を
六三	二 二を
六四	二 二を
六五	二 二を
六六	二 二を
六七	二 二を
六八	二 二を
六九	二 二を
七〇	二 二を
七一	二 二を
七二	二 二を
七三	二 二を
七四	二 二を
七五	二 二を
七六	二 二を
七七	二 二を
七八	二 二を
七九	二 二を
八〇	二 二を
八一	二 二を
八二	二 二を
八三	二 二を
八四	二 二を
八五	二 二を
八六	二 二を
八七	二 二を
八八	二 二を
八九	二 二を
九〇	二 二を
九一	二 二を
九二	二 二を
九三	二 二を
九四	二 二を
九五	二 二を
九六	二 二を
九七	二 二を
九八	二 二を
九九	二 二を
一〇〇	二 二を